

第4部

第2期戦略 プラン

1 「ひとづくり」戦略プラン

2 「暮らしづくり」戦略プラン

3 「都市づくり」戦略プラン

4 「仕事づくり」戦略プラン

(ご参考) SDGsが目指す17のゴール

1 貧困をなくそう	・世界中のあらゆる形態の貧困を終わらせることを目指した目標です。 (「貧困」とは経済のみではなく、教育や仕事、食料、住居などの必要な物やサービスがない、または受けられないなど(相対的貧困)本来の力を生かせないことも含みます。)
2 飢餓をゼロに	・飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する目標です。
3 すべての人に健康と福祉を	・あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する目標です。
4 質の高い教育をみんなに	・全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する目標です。
5 ジェンダー平等を達成しよう	・ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う目標です。
6 安全な水とトイレを世界中に	・全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する目標です。
7 安価でクリーンなエネルギーを世界中に	・全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する目標です。
8 働きがいも経済成長も	・包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する目標です。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	・強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る目標です。
10 人や国の不平等をなくそう	・国内及び各国間の不平等を是正する目標です。
11 住み続けられるまちづくりを	・包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する目標です。
12 つくる責任 つかう責任	・持続可能な消費生産形態を確保する目標です。
13 気候変動に具体的な対策を	・気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる目標です。
14 海の豊かさを守ろう	・持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する目標です。
15 陸域生態系を守ろう	・陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する目標です。
16 平和と公正をすべての人に	・持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する目標です。
17 パートナーシップで目標を達成しよう	・持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する目標です。

1 「ひとづくり」戦略プラン

(1)「ひとづくり」の基本方針

まちづくりは、「ひと」が主役であり、「ひと」は最も大切な財産です。

国においても人口減少や少子高齢化が急激に進行しており、本市でも同様の傾向となっています。そのため、まちの将来を担う人材をどのように確保し、育てていくかが重要な課題となります。

将来にわたって持続可能なまちとして発展を続けていくためには、子育てしやすい環境を整え、出生率を向上させるとともに、子どもの教育環境の充実を図り、新たな時代に活躍できる確かな学力と生きる力を育てることが必要です。そして、若者を始めとして、まちづくりのリーダーとなる人材を発掘・育成するとともに、すべての世代の人たちが、積極的にまちづくりへ参加したくなる環境を整えるなど、市民一人ひとりが誇りを持てる「まち」となることが重要です。

第2期戦略プランの策定にあたっては、第1期戦略プランで位置付けられた政策の一貫性を踏襲しつつ、今後新たにに取り組むべき重点施策を多く設定したことや、「教育に関する大綱」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「国土強靱化計画」を包含したことで、よりバージョンアップした取組を可能としました。

なお、第2期戦略プランでは、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策や基本方針に定める「ひとづくり」に関する部分をもって、「坂東市教育に関する大綱」といたします。

「ひとづくり」では、4つの基本方針を設定し、将来を担う子どもたちを安心して生み育てられる子育て環境や教育環境の整備・充実に取り組むとともに、市民の誰もがふるさと坂東に誇りと愛着を持ち、そして心豊かに生きがいを持って、地域で活躍できる人材の育成に取り組めます。

～「ひとづくり」の基本方針～

- | | |
|------|-----------------------|
| ■方針1 | 安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり |
| ■方針2 | 未来を担う子どもを守り育む教育の充実 |
| ■方針3 | 生き生きとした市民を育む生涯学習機会の提供 |
| ■方針4 | 歴史の継承と郷土愛の醸成、文化の振興 |

関連するSDGs



「ひとづくり」戦略プランでは、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」などの8項目を位置付けました。

方針1 安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり（児童福祉、子育て支援）

結婚を希望する男女がマッチングできるよう、出会いの場を創出するなど、結婚支援の充実を図ります。

出産・子育てにおいても、安心して子どもを生み育てることができるよう、保育サービスや子育て環境、子育て支援体制の充実と経済的支援等に取り組むことで、妊娠・出産・子育てにかかる切れ目のない支援体制を構築します。

また、民生委員児童委員等との連携により、ひとり親家庭等の自立支援と精神的・経済的負担の軽減を図るなど、地域全体で子育てをサポートします。

方針2 未来を担う子どもを守り育む教育の充実（乳幼児教育、学校教育）

すべての子どもたちが恵まれた教育環境のもと、豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長できるよう、安心して学べる環境を整えるとともに、家庭や地域との連携を強化し、「本市で学べたことを誇りに思う」教育環境の充実に努めます。

また、地域や国際社会とのつながりの中で活躍できる人材を育成するため、子どもの自主性・主体性を育み、多様性を理解し、日常の感想や意見を取り入れる柔軟な教育を展開することにより、豊かな心や確かな学力、考える力を育むとともに、英語教育や最先端の情報通信技術を取り入れた教育（ICT教育）を推進し、国際化社会に向けた教育の充実に努めます。



こそだてステーションBaby（バンビイ）

～ 子育て世代包括支援センター ～

身近な相談役として「寄り添い支援」を行っています。
不妊症や不育症治療費の助成や妊娠・出産・子育てなど、様々な不安や悩みの相談を受けています。



産前産後サポート事業「ひよこサロン」

妊産婦の家庭や地域での孤立感、育児不安の軽減を図るため、助産師などの専門家による相談支援を行っています。



方針3 生き生きとした市民を育む生涯学習機会の提供（青少年健全育成、生涯学習、スポーツ、レクリエーション）

地域社会が一体となり、子どもたちが心豊かにたくましく成長できる環境づくりを進めるとともに、市民の誰もが生きがいを持って暮らしていけるよう、多様な生涯学習の機会やその学習成果を公表する場を提供します。

また、市民が健康の増進や交流を深め、生涯スポーツに取り組むことのできる環境等を整備し、心身ともに充実した生活を送れるよう支援します。

方針4 歴史の継承と郷土愛の醸成、文化の振興（地域文化継承、芸術、文化）

ふるさと坂東への誇りや愛着を深めるため、郷土の歴史・文化遺産、郷土芸能の保全等に努めるとともに、その歴史的価値への理解を深めるなど、郷土愛を育むふるさと教育を推進します。

また、誰もが気軽に芸術・文化に触れあえるまちを目指して、市民の芸術・文化活動に必要な環境の整備・充実に努めるとともに、芸術・文化活動団体等の活動及び相互交流を支援し、市民文化の振興を図ります。



坂東市総合文化ホール

市民音楽ホール「ベルフォーレ」と岩井図書館、アトリウムを併設した施設は、芸術文化の拠点として、多くの市民に親しまれています。



資料館「郷土館ミュージズ」

本市の歴史や文化、優れた芸術作品などをテーマとする常設展示室や地域性のある企画展など趣向を凝らした催事を行います。

(2) 重点施策と重点事業

方針1 安心して結婚・出産・子育てできる 環境づくり（児童福祉、子育て支援）

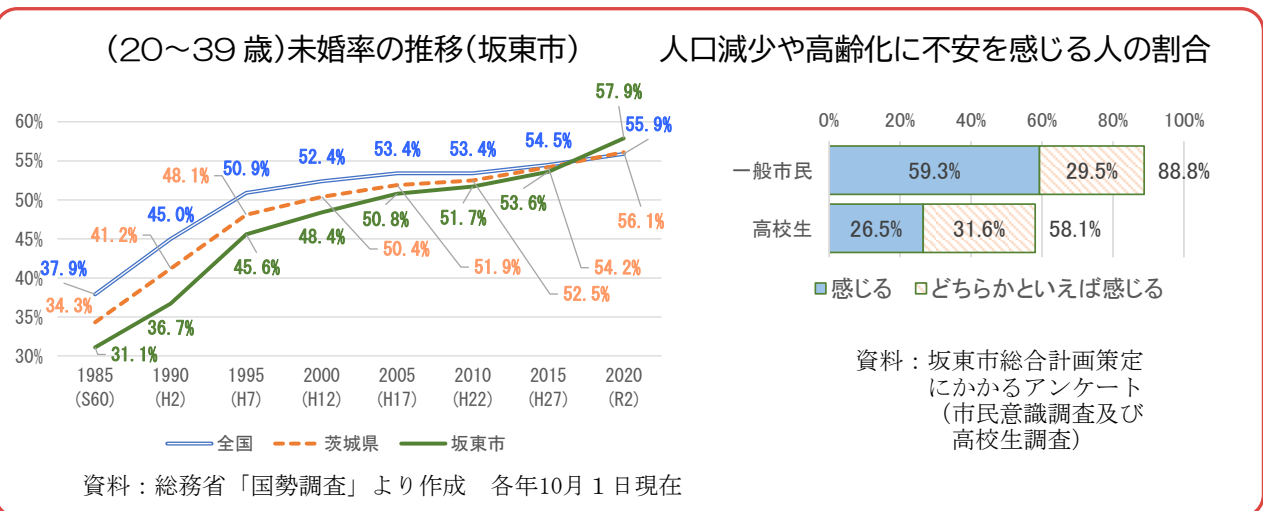


■ 現況と課題

本市の20～39歳の未婚率の推移をみると、国の動向と同様に1985（昭和60）年以降上昇を続け、2020（令和2）年には57.9%（国全体では55.9%）となっています。

また、坂東市総合計画策定にかかるアンケートによれば、「人口減少や高齢化に不安を感じる人の割合」は一般市民が88.8%、高校生でも58.1%となっています。

人口減少や高齢化社会に対しては様々な要因が考えられますが、未婚率の改善は大きな要因の一つであり、改善を図るためには結婚を希望する市民のための「出会いの場」の創出や情報提供により結婚の希望を叶え、未婚率の改善を図ることが必要です。

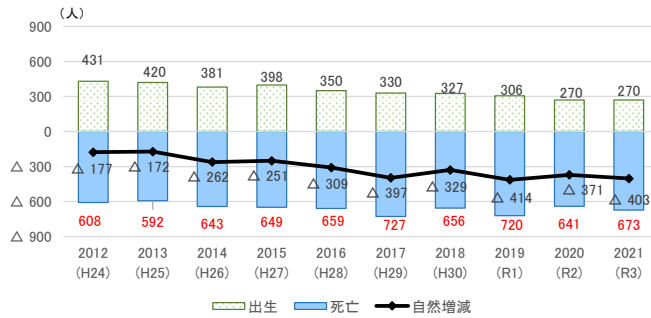


本市の人口動態をみると、2003（平成15）年から死亡数が出生数を上回る「自然減」へと転じ、出生数の減少と死亡数の増加が進んでおり、全国平均よりやや速いペースで減少しています。

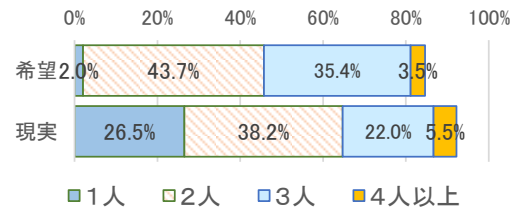
2021（令和3）年度に実施した「坂東市子育て支援アンケート」によれば、理想、現実ともに子どもの人数は2人が多くなっています。ただし、理想では2%のみとなる「1人」が、現実では26.5%となっており、理想と現実においてやや差がみられるのが特徴です。

今後は、出産を希望する人が安心して子どもを産み育てられる環境づくりの更なる推進が必要です。

出生・死亡数の推移(坂東市)



子どもの人数(理想と現実)



重点施策の展開方向

1-1-1 結婚支援体制の充実

■出会いの場の創出

希望者が希望にかなった結婚ができるよう、結婚相談事業や婚活イベント等の取り組みを進め、未婚の男女の出会いの機会を提供するとともに、結婚後の生活の安定のための支援を行います。

重点事業

- 結婚相談事業の推進
- ICT※等を活用した婚活の推進
- 結婚新生活支援事業

1-1-2 子育て支援の充実

■安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり

若い世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目ない支援を行い、子育てに関する積極的な情報発信を行います。

重点事業

- 子育て支援センター事業
- 利用者支援事業
- バンビ訪問
- 妊婦・乳幼児健康診査事業
- 子育て世代包括支援センター事業
- すこやか医療費支援事業
- 不妊治療費助成事業
- 新生児応援給付金事業
- 就学援助・特別支援教育就学奨励事業
- 学校給食費保護者負担軽減事業
- 子育て援助活動支援事業
- 放課後児童クラブの充実
- 延長保育
- 一時預かり事業

■妊娠・出産・子育てにかかる経済的支援

子どもを産み育てるために必要な経済的支援を行うことで、子育てに関する家庭の負担軽減を図ります。

■地域全体で取り組む子育て支援

就業の多様化や共働き世帯の増加が進む中、市民や企業など地域全体で支援に取り組み、安心して子育て生活ができる環境づくりを図ります。

重点施策の目指すべき指標

子育て支援に満足と感じる市民の割合(4点満点)

2021 2.33点
2025 2.5点以上

子育て支援に関する施策を充実します。

出生率(15~49歳までの女性人口千人当たり)

2021 28.9%
2025 29.4%

安心して出産、子育てができる環境を整備します。

保育所への待機児童の数

2021 0人
2025 0人

保育サービスの需要に対応した保育所整備を図ります。

関連計画

- 坂東市子ども・子育て支援事業計画
- ばんどう男女共同参画プラン など

方針 2 未来を担う子どもを守り育む教育の充実 (乳幼児教育、学校教育)



■ 現況と課題

本市の学校施設においては、坂東市学校施設長寿命化計画（個別施設）の策定が完了し、計画的に維持管理が行われています。

また、本市ではGIGAスクール構想※に基づき学校の情報環境整備を実施し、2020（令和2）年度中において全児童・全生徒用パソコン端末の整備が完了し、ICT※を活用した情報教育環境の充実を図っています。

今後は、子どもの創造性を育むため、ICTを効果的に活用した教育の充実を図ることと、情報活用能力の育成が求められています。

また、国際化社会に対応した人材を養成するため、外国語をより身近に学ぶことができる環境をつくる必要があります。そのため、本市は文部科学省より教育課程特例措置を受け、小学1年生から英語教育を行い、外国語コミュニケーション能力の育成を図っています。

誰もが本市で学んだことを誇りに思える環境づくりを行うため、子どもの意見を取り入れつつ、柔軟な教育環境をつくっていくことが求められています。また、学校教育に不安を持つ家庭や子どもに対して、安心して学ぶことのできる環境づくりが必要です。

核家族化や食生活をめぐる環境の変化によって、子どもたちの偏った食事や生活リズムの乱れなどが問題となっており、規則正しい生活習慣の定着や栄養バランスの取れた食事が必要となっています。本市の食育については、子どもたちの食への関心とふるさと坂東への理解を深めるため、給食に坂東市産の野菜やお米等の地元食材を使用するなど、地域の特色をいかした食育を行っています。今後は、栄養バランスの良い給食の提供と、地元食材をより知ってもらうため、工夫を凝らした食育を進める必要があります。

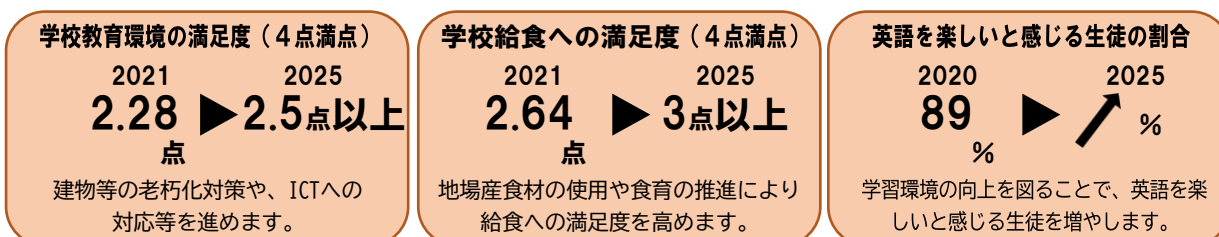
経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、本市では、学用品費や給食費などについて必要な援助を行っています。引き続き、費用負担が難しい家庭に対しては、民生委員児童委員や学校、行政が連携を図りつつ、適切な支援を行う必要があります。

■ 重点施策の展開方向

1-2-1 学校教育環境の充実	重点事業
■ 教育施設の改修及び長寿命化 校舎などの教育施設の長寿命化を促進し、安全な教育環境を計画的に整備します。また、GIGAスクール構想の実現に向け、ICT環境の充実を図ります。	○小・中学校校舎等の老朽化対策
■ 安全・安心な教育環境に向けて 子どもたちが安全・安心に通学できるよう、指定された通学路に安全対策を施し、事故防止、防犯対策を強化します。	○安全・防犯に対する通学環境の整備

1-2-2 時代の変化に即した教育の推進	重点事業
■教育現場のブラッシュアップ 円滑な学校運営ときめ細やかな子どもたちとの関わりを実現し、時代の潮流に配慮した教育現場の充実を図ります。	○GIGA スクール構想*の推進（効果的な運用） ○教職員の資質向上
■グローバル社会で活躍できる能力の育成 国際化社会に向け、ALT 授業の拡充等による英語教育の推進や、情報モラルや情報リテラシー、プログラミングなどによる情報活用能力の育成を推進します。	○異文化コミュニケーション能力の育成 ○中学生イングリッシュキャンプ ○情報活用能力の育成
■誇れる教育環境を目指して 将来本市で学べたことに誇りを持てる、「知・徳・体」のバランスの取れた教育を目指し、子どもたちの学校に対する感想や意見を取り入れる柔軟な教育環境を構築します。	○魅力ある学校づくりの推進
1-2-3 健やかな心身を育む教育の場の充実	重点事業
■学校給食による食育の実施 食に関する様々な知識を身に付けるとともに、坂東市産食材を使用した郷土食の継承など、特色ある食育を推進します。	○食育指導の推進 ○学校給食における地産地消の推進
■安心して学べる環境の推進 学校教育に対する不安を持つ家庭や子どもたちに対し、安心して学べる環境を整えます。また、様々な問題を抱え不登校児童を抱える家庭に対しての支援を行います。	○教育相談「こころの電話相談室」の運営 ○適応指導教室「ひばり」の運営 ○介助補助員配置事業 ○訪問型家庭教育支援事業
■豊かな心を育む教育の推進 「いじめ」や「人権侵害」に対する心の教育のほか、グローバル社会において、多様性を理解し、豊かな心を育む道徳教育を推進します。	○モラル教育の充実

重点施策の目指すべき指標



関連計画

- 坂東市教育振興基本計画 など

方針3 生き生きとした市民を育む生涯学習機会の提供 (青少年健全育成、生涯学習、スポーツ、 レクリエーション)



■ 現況と課題

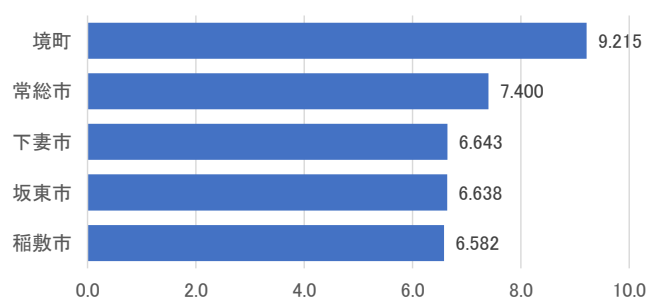
本市の生涯学習については、市内の公民館を中心に、各種講座を実施し、市民へ生涯学習の推進を行っていましたが、2020(令和2)年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各種講座やスポーツ・レクリエーション等の各種イベントの中止が多くなっています。

近年、個人の価値観の多様化が進むとともに、コロナ禍における新しい生活様式※の提唱や社会情勢の変化などの要因により、ステイホームによる趣味の時間を過ごす人が増えたほか、オンラインによる講座の普及など、生涯学習に関するニーズや手法もより多様化・複雑化しています。そのため、誰もが気軽に学習できる環境の更なる充実が必要となっています。

核家族化等の社会環境の変化や高度情報化の進展により、青少年の社会を取り巻く状況は変化しています。本市では、「坂東市青少年センター設置条例」に基づき委嘱された青少年相談員等により街頭活動や声かけ等を行うことで、青少年を取り巻く社会環境の健全化に取り組んでいます。

県の少年非行の統計では、少年の刑法犯の人数は減少傾向となっていますが、本市の犯罪発生件数は年により増減しています。なお、犯罪発生件数では、県西地域がやや高めとなっています。引き続き、地域が一体となり、青少年の健全育成のための環境づくりを進めていくことが求められています。

2021(令和3)年 人口千人当たり犯罪発生率(県内で多い順)



資料：茨城県警察「市町村別認知件数・犯罪率(暫定値)」より作成

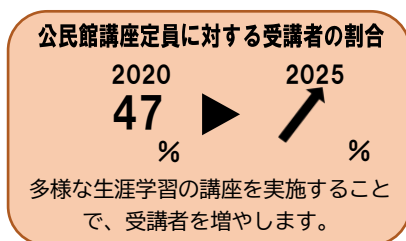
本市は、2005(平成17)年に「坂東市スポーツ健康都市宣言」を行うとともに、各種のスポーツ活動や講習会等を開催し、総合体育館や野球場、陸上競技場を始め、多くのスポーツ施設が整備され、市民の健康増進、生涯スポーツの推進に取り組んでいます。

本市最大のスポーツイベントとして「坂東市将門ハーフマラソン」を毎年実施していますが、2020(令和2)年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しています。新型コロナウイルス感染症の流行の中で、ストレスや運動不足、健康への影響が懸念され、より市民がスポーツ活動に取り組める環境づくりが求められます。

重点施策の展開方向

1-3-1 生涯学習活動の推進	重点事業
■公民館などの施設と連携した各種講座の推進 公民館などの各種講座・学級等などによる学習機会を提供します。また、感染症等の状況を注視しながら民間の団体等が実施する各種学習講座の支援を行います。	○公民館講座事業
1-3-2 スポーツ振興の推進	重点事業
■豊かな活力と健康を育む スポーツへの関心を高め、健康で活力ある生活を送れるよう、スポーツの振興を推進するとともに、子どもたちの体力向上を推進します。	○坂東市将門ハーフマラソン大会の開催 ○小中学生の体力向上の推進

重点施策の目指すべき指標



写真は令和元年開催



坂東市将門ハーフマラソン

令和3年度 第31回将門ハーフマラソンは新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりましたが、岩井将門まつりとともに秋の風物詩として伝統ある大会として好評を得ています。

方針 4 歴史の継承と郷土愛の醸成、文化の振興 (地域文化継承、芸術、文化)



■ 現況と課題

本市は平将門公ゆかりの地として歴史上貴重な文化財があり、平将門公を祭神とする國王神社や胴塚のある延命院などの史跡が存在します。これらを後世に伝えるため、維持管理を行っています。また、市域北部には戦国時代末期（1577 年）後北条氏の北関東進出拠点として築城された逆井城があり、現在は城跡公園として一部復元され、市民の憩いの場として利用されています。

指定を受けた文化財についても、国指定文化財「絹本著色聖徳太子絵伝」ほか、県指定文化財が 18 件、市指定文化財が 58 件あり、歴史に彩られた貴重な地域資源※が管理されています。

多くの市民がこれらの歴史資源に触れ、歴史的価値への理解を深めることにより歴史を後世へ継承するとともに、郷土愛の醸成を図る必要があります。

県指定無形民俗文化財となっている猿島ばやしを始めとして、多くの伝統芸能がありますが、高齢化の進展による後継者の不足により継承が難しくなっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新しい生活様式※が求められる中で、後継者の育成等が課題となっています。

芸術、文化については、市内には総合文化ホール「ベルフォーレ」を始めとして、図書館と資料館の機能を有する「さしま郷土館ミュージズ」などがあり、市民の芸術・文化活動の拠点となっています。これら文化施設の活用により、幼少期から芸術・文化に親しみ、気軽に参加することのできる環境づくりを推進することで芸術・文化活動を支援し、市民文化の振興を図ります。

解説

國王神社

平将門公は、今から 1000 有余年前、関八州を治め、自らを「新皇」と称した郷土の英雄です。
天慶 3（西暦 940）年に坂東市岩井の北山の戦いに敗れたとされています。
國王神社は、平将門公を祭神とした神社です。本市は平将門公の多くの史跡が残されています。



逆井城跡公園

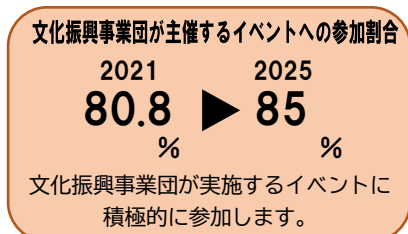
今から 400 年以上前の戦国時代末期、後北条氏の北関東進出の拠点として築かれましたが、天正 18（1590）年に豊臣秀吉が小田原城を滅ぼしたため、逆井城も廃城となりました。
現在も外堀と土塁は残り、一部は復元されて、現在はゆったり散策できる憩いの公園となっています。



重点施策の展開方向

1-4-1 文化施設運営の充実	重点事業
■市民の芸術・文化活動の振興 市民の芸術・文化意識をより高めるため、多くの市民が参加したり、触れ合うことのできるような場と機会の提供を行います。	○文化振興事業団 芸術文化事業 ○親しまれる図書館・資料館の利活用の推進
1-4-2 史跡・文化財等の保全	重点事業
■歴史・文化遺産の保護と活用 平将門公終焉の地である國王神社や逆井城跡などを始めとする歴史・文化遺産の保護に努めます。また、郷土芸能を次の世代に継承・保存するため、後継者の育成に努めます。	○歴史的文化財等の保存と継承 ○伝統文化の継承への支援

重点施策の目指すべき指標



2 「暮らしづくり」戦略プラン

(1) 「暮らしづくり」の基本方針

2025（令和7）年は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療、介護、福祉サービスの需要が更に高まることが予想されているため、今後持続可能で安定した「暮らしづくり」の実現において、現時点から様々な対策に取り組むことが重要です。超高齢社会※の中で、様々な福祉分野の課題に包括的に対応する地域の支え合いシステムの構築や、予防医療、介護予防などの健康寿命を延ばす努力により、社会保障費の抑制や生涯にわたり元気に活躍できる市民を増やすことが急務です。加えて、本市の自然環境や食文化、住環境などをいかし、健康で心豊かな暮らし方を広めていくことも重要です。

また、地域社会の多様化が進む中、性別、年齢、障がい、国籍などの違いにより差別されることなく、社会の一員としてつながりながら、市民一人ひとりが活躍でき、市民が真に主役となるまちづくりを目指すことが必要です。

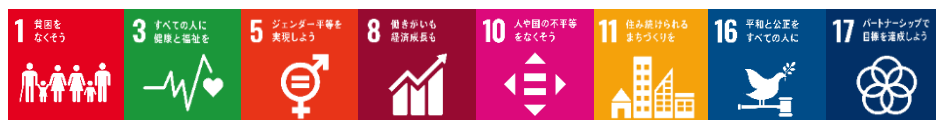
第2期戦略プランの策定にあたっては、第1期戦略プランで位置付けられた政策の一貫性を踏襲しつつ、今後新たにに取り組むべき重点施策を多く設定したことや、「教育に関する大綱」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「国土強靱化計画」を包含したことで、よりバージョンアップした取組を可能としました。

そこで、「暮らしづくり」では、4つの基本方針を設定し、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実や健康長寿のまちづくりを進めるとともに、市民が積極的に参加し、支え合う協働のまちづくりに取り組みます。

～「暮らしづくり」の基本方針～

- 方針1 地域の中で誰もが安心して暮らせる福祉の充実
- 方針2 生涯現役でやすらぎに満ちた健康長寿社会の構築
- 方針3 すべての人が支え合い、活躍できる協働のまちづくり
- 方針4 市民の暮らしを支える行政運営

関連するSDGs



暮らしづくり戦略プランでは、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」など8項目を主に関連する項目として位置付けました。

方針1 地域の中で誰もが安心して暮らせる福祉の充実（地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉）

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、きめ細かな支援施策の充実と担い手の確保を図るとともに、介護、障がい、生活困窮、ひとり親、難病など各分野別の課題について、地域の中で包括的・横断的に解決する仕組みや支援体制づくりに引き続き取り組みます。

また、高齢者や障がい者が地域の中で積極的に活躍できるよう、就労などの社会参加や生きがいつくりを推進することで、誰もが生涯現役で活躍できるまちづくりを進めます。

あらゆる人が不自由なく安全に快適な生活ができるよう、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを進めます。

方針2 生涯現役でやすらぎに満ちた健康長寿社会の構築（予防衛生、健康づくり、医療、社会保障）

バランスのとれた食生活の実践や、日常生活の中で気軽に簡単に取り組むことができる体操や運動等の普及を推進するとともに、生活習慣病の発症や重症化の予防などを図るため、健康づくりや健康診査に取り組み、市民の健康寿命の延伸を目指します。

また、安心して健やかに暮らせる基盤として、市民、医療機関、関係機関、行政が連携した地域医療体制の充実や感染症対策の強化、介護保険や国民健康保険など各種社会保障制度の安定的な運営を図ります。特に、少子高齢化に対応した施策として、医療、福祉が連携した、高齢者の在宅ケアなどの地域包括ケアシステム*の充実や、小児医療体制や母子保健対策の充実に取り組みます。

豊かな自然環境の中で、健康で心豊かに暮らすことができるよう、食や余暇活動など、様々な分野での活動や啓発を促進します。

方針3 すべての人が支え合い、活躍できる協働のまちづくり（コミュニティ、市民協働、情報公開、男女共同参画、人権尊重）

地域の中で子どもや高齢者、障がい者など、誰もが安心して生き生きと暮らしていけるよう、人と人とがつながり、互いに支え合う基盤となるコミュニティの維持・活性化を図るとともに、市民、地域、行政、企業などが協力し、みんなで地域の課題に取り組む協働のまちづくりを推進します。

また、女性も男性も仕事と子育て・介護など家庭生活を両立させながら、活躍できる環境づくりとして、市民、地域、企業などが協力し、ワーク・ライフ・バランス※の推進や子育て後の復職等の就労を支援します。

人権に関する法令等の趣旨に基づき、性別や年齢、障がいの有無、国籍、同和問題、いじめ問題など、あらゆる差別や人権侵害が解消され、一人ひとりが尊重される社会を目指し、人権に関する啓発活動や教育などを進めます。

方針4 市民の暮らしを支える行政運営（行政運営、財政運営）

市民からの多くの声を取り入れ、市民が主役となる市政への転換を図るとともに、市民目線に立った事務の効率化、ICT※や人材の活用、民間との協働などにより、市民サービスの向上を図ります。

また、人口減や将来の税収減を見据え、投資効率の高い市民要望を中心とした財政投資や、行政のスリム化、組織構造の見直し、市有財産の適切な管理、財源の確保等により、未来に負担を先送りしない行財政改革に取り組みます。



新型コロナウイルス感染症

坂東市内18医療機関のご協力のもと、計画的にワクチン接種の推進に取り組み、市民が安心した生活が送れるよう、スピード感をもって取り組んでいます。

(2) 重点施策と重点事業

方針1 地域の中で誰もが安心して暮らせる福祉の充実 (地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉)



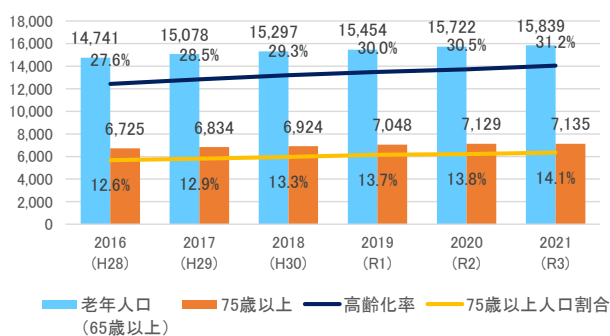
■ 現況と課題

本市の65歳以上の人口は、2021（令和3）年10月1日現在15,839人で、総人口の31.2%となっており、超高齢社会※を迎えています。また、2025（令和7）年には団塊の世代が75歳以上となる見込みです。今後は、高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉ニーズの多様化や、介護保険認定者の増による社会保障費の増加が懸念されます。平均寿命が延びる中で、健康寿命を長く保ち、生き生きとした生活を送ることができるよう、介護予防を強力に推進する必要があります。

本市では、地域における介護予防の重要拠点及び高齢者の総合的な相談・支援窓口として市内3か所に地域包括支援センターを設置しています。引き続き、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステム※の更なる充実を図ることが必要です。

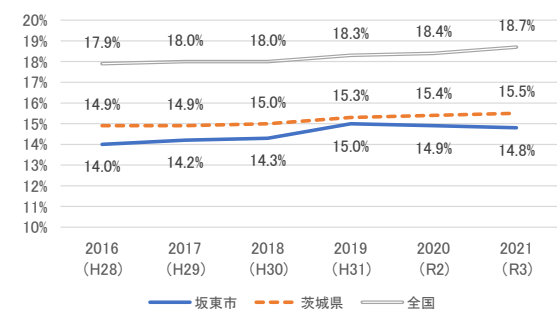
本市の、2021（令和3）年3月末の第1号被保険者の要介護・要支援認定率は、14.8%となっており、全国平均の18.7%と比べ低い状況です。

高齢者数、高齢化率※の推移(坂東市)



資料：「茨城県常住人口調査」より作成
各年10月1日現在
比率は年齢不詳を除いて算出

第1号被保険者の認定率の推移(坂東市)



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」より作成
各年3月31日現在
2021（令和3）年は暫定版

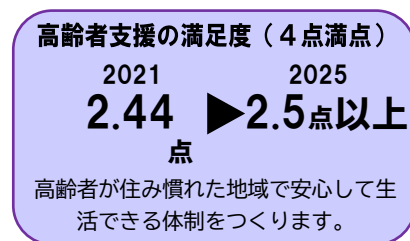
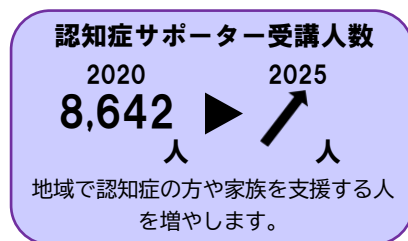
近年では、障がいや生きづらさを抱えた人が増加しています。このため、誰もが安心して暮らせるよう日常的な生活の支援や見守り体制の充実が必要となっています。

また、地域の担い手不足は大きな課題です。そのため、人生経験豊富で技術や知識を持つ高齢者は、今後もできる限り地域の担い手として活躍することが期待されています。今後、高齢者や障がい者の就労、学習、スポーツ活動や地域活動などの社会参加を促進することで、生きがいづくりや活躍につなげる取組がこれまで以上に重要となっています。

重点施策の展開方向

2-1-1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	重点事業
■地域包括ケアシステム※の構築 すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めます。	○地域包括支援センター運営事業 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○認知症施策推進事業
■介護予防・生活支援サービスの充実 要介護状態に進行する可能性の高い高齢者を早期に発見し、その人にあった介護予防・生活支援サービスを提供することで状態の維持改善を促すとともに、元気な高齢者に対しては予防のための健康づくりを推進します。	○介護予防・日常生活支援総合事業
2-1-2 地域福祉の充実	重点事業
■地域の見守り体制の充実 障がい者や高齢者、生活困窮者が安心して生活していくため、地域の見守り体制の充実を図ります。緊急通報システムの設置などにより、生活上の不安感の解消に努めます。	○地域の見守り体制の充実 ○愛の定期便事業 ○緊急通報システム設置事業 ○民生委員活動の充実
2-1-3 高齢者の生きがいづくり	重点事業
■高齢者の社会参加の促進 高齢者が幅広い分野で生きがいをもって活躍できるよう、就労支援など、長年にわたって培ってきた知識や技術等をいかせる機会の拡充や、交流の場づくりなどにより社会参加を促進します。	○シニアクラブ活動の支援 ○高齢者労働能力活用事業 ○高齢者の居場所づくり事業
2-1-4 不自由なく暮らせる体制づくり	重点事業
■障がい者の社会参加と自立の促進 障がい者が快適に生活し地域の中で積極的に活動できるよう、日常生活の支援や社会参加を支援します。	○こども発達センターの運営 ○障がい者の自立した生活の支援

重点施策の目指すべき指標



関連計画

●坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ●坂東市地域福祉計画 など

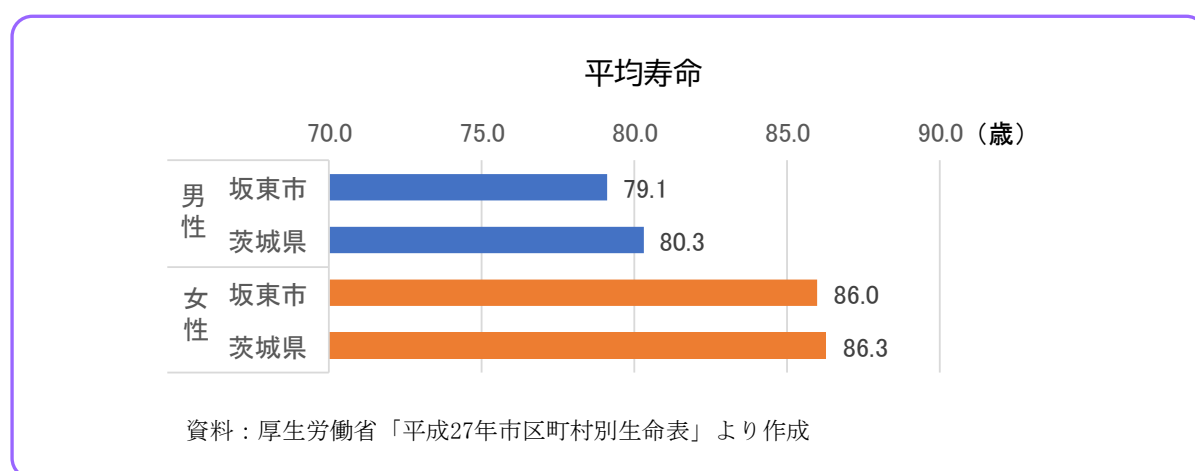
方針 2 生涯現役でやすらぎに満ちた健康長寿社会の構築 (予防衛生、健康づくり、医療、社会保障)



■ 現況と課題

生活習慣病は食生活や生活習慣を始め、新型コロナウイルス感染症の蔓延等によるストレスや運動不足等、複合的な要因によって引き起こされることから、改善可能な要因から改善することにより生活習慣病の予防を図り、生涯にわたり健康維持や増進に努める必要があります。

本市の平均寿命※は、2015（平成27）年市区町村別生命表の結果によると、男性が79.1歳（県平均80.3歳）、女性が86.0歳（県平均86.3歳）となっており、男性は県内では最下位、女性は34位と特に男性の平均寿命が短くなっています。



医療面では、本市は県医療計画において「古河・坂東保健医療圏域」に含まれています。

2021（令和3）年度に実施した市民意識調査の結果によると、本市を住みにくいと考える理由として「医療体制が不十分」と考える割合は約30.5%で第3位となっています。

本市の、2021（令和3）年度における介護保険料は、標準の負担率（1.0）で年間64,200円となっており、全国的な傾向と同様に、保険料額は上昇しており、今後高齢化の進展や要介護者が増加する中で、持続可能な社会保障制度の運営を国・県と連携しながら進めていくことが求められています。

2020（令和2）年前半から、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、市民生活や健康被害、社会活動等に大きな影響が出ています。引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策など、感染症対策を適切に行うことが求められています。

重点施策の展開方向

2-2-1 市民の健康づくり対策の支援	重点事業
■感染症対策への取組の強化 新型コロナウイルス感染症を始めとする各種感染症対策を推進するとともに、正しい予防法等の普及に努めます。	○ワクチン接種の推進 ○感染防止への情報提供
■健康増進への支援 生活習慣病などを早期に発見できるよう、健康診査を実施します。また、健診後の指導の充実を図ります。	○健診と保健指導の充実 ○生活習慣病の予防推進
2-2-2 持続可能な社会保障	重点事業
■国民健康保険、介護保険制度の安定的な運営 国民健康保険制度、介護保険制度の安定的な運営を図ります。	○健康保険の適正な資格管理

重点施策の目指すべき指標

特定健康診査受診率（国民健康保険）

2020 2025
26.0 ▶ 60
% %

市民の健康増進を目的として、特定健康診査の受診率向上を図ります。

特定保健指導の実施率

2020 2025
54.2 ▶ 60
% %

生活習慣の改善を図るため、特定保健指導の実施率の向上を図ります。

がん検診の受診率

2020 2025
8.2 ▶ 50
% %

市民の健康増進を目的として、がん検診の受診率向上を図ります。

関連計画

●坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 など

地域包括ケアシステムとは

目的

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を見据え、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制、認知症高齢者の増加など、高齢者が不自由なく安心して暮らせるまちづくりを地域の特性に応じて作り上げていくことを目的とします。

本市の主な取組

市内3か所に、介護予防や地域の総合的な相談の拠点として「地域包括支援センター」を設置。同センターでは、認知症初期集中支援として家族相談なども行っています。



方針3 すべての人が支え合い、活躍できる協働のまちづくり

(コミュニティ、市民協働、情報公開、
男女共同参画、人権尊重)



■ 現況と課題

本市では、市民の市政に関する理解を深めることを目的に「まちづくり出前講座」を実施しています。また、市民の声、パブリック・コメントや各審議会委員の公募など、市民意見の聴取に努めることで、行政運営への市民参画にいかしています。

本市では、多くの市民や団体により様々な活動が展開されています。また、市民団体による市民協働のまちづくり事業への支援や坂東市民大学「バンドウミライ楽事」事業などにより、地域の担い手の育成に努めています。しかし、2021(令和3)年度に実施した市民意識調査によれば、「市民協働の推進」は男性の方では最も重要度が低いと回答しており、特に60代以下では低くなっています。

今後、市民協働を更に推進するためには、様々な活動を通して市民と行政がともに市民協働の考え方を深めると同時に、地域活動等において活躍の場を提供し、みんなでまちづくり活動や地域の課題等に取り組むなど、協働・支え合いの輪を広げていくことが求められています。

広報の分野においては、広報紙である広報坂東、お知らせ版、声の広報、市民便利帳などのほか、ICT*等の進展による情報伝達方法の多様化に対応して、各種情報媒体の特性を踏まえた情報提供を行っています。今後は、情報提供内容の充実やバリアフリー化を図ることが必要です。また、様々な意見やニーズの把握のため、インタラクティブ(双方向・対話形式の)コミュニケーションの活性化が必要となっています。

重点事業



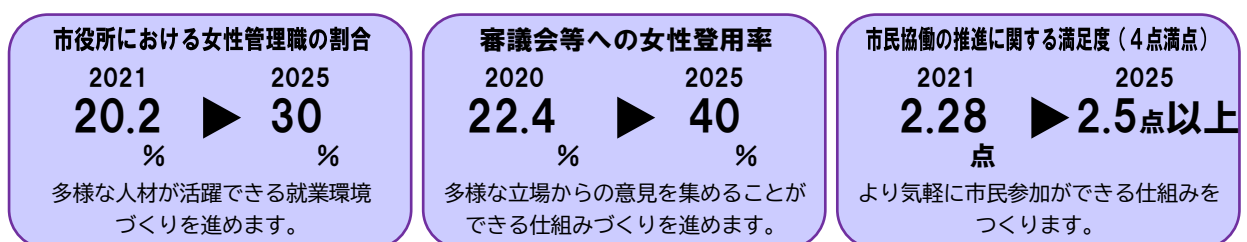
「多様性を認め合う取組の推進」

SDGsでの開発目標の一つである「ジェンダーの平等」や社会問題であるSNS等での誹謗中傷による「いじめ」、または国や性別などの「属性」や生活スタイル、価値観などの「思考」など、それぞれの違いを理解し認め合う社会の構築に向けて、「持続可能な開発目標(SDGs)の推進に関する基本方針(令和2年4月策定)」を理解し政策への取り組みを進めます。

重点施策の展開方向

2-3-1 市民が主役のまちづくり	重点事業
■市民の市政に対する理解と参加の促進 出前講座などにより、市民の市政に対する理解を深めるとともに、市民討議の場や各種懇談会の開催、市民の声、パブリック・コメント、各審議会委員の公募などにより、市民意見の反映や市政への参加のきっかけづくりを推進します。	○まちづくり出前講座の推進
■市民のまちづくり活動の支援 個人や団体、地域コミュニティによる自主的なまちづくり活動の支援や坂東市民大学「バンドウミライ楽考」事業などの実施により、まちづくりの人材育成を図ります。	○まちづくり活動への支援 ○担い手育成事業（坂東市民大学「バンドウミライ楽考」）
■広報・情報提供の充実と多様化 政策に関する情報や様々な出来事、注意喚起など市民ニーズに沿った情報を、市民にわかりやすく広報紙やSNS*等で周知し、市政への関心や理解を向上します。	○広報紙の発行 ○市民便利帳の発行
■ダイバーシティ社会*へ向けて 多様な人材が活躍できる就業環境を目指し、雇用の機会均等を図るとともに、グローバル社会の進展の中、多様性を認め合い、受け入れるための共同参画への取組を推進します。	○多様性を認め合う取組の推進 ○女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進
■差別のない自由で平等な社会への推進 性別や年齢、障がいの有無、国籍、同和問題、いじめの問題など、あらゆる差別や人権侵害が解消される社会づくりを進めます。	○人権研修への参加

重点施策の目指すべき指標



関連計画

- 坂東市市民協働指針 など

方針 4 市民の暮らしを支える行政運営 (行政運営、財政運営)

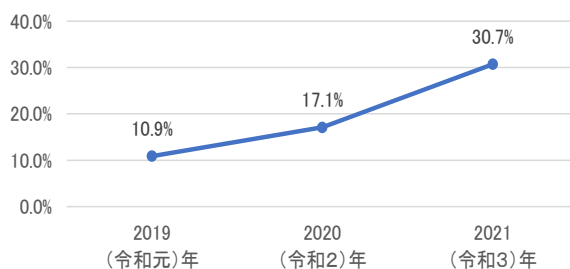


■ 現況と課題

国では「行政 DX※（デジタルトランスフォーメーション）」として、行政のデジタル化を推進しており、その一環としてマイナンバーカードの普及を進めています。本市でもマイナンバーカードを取得することで、簡単にコンビニ交付サービスを利用することができるようになりました。

人口減少社会の中で行政機能を維持し、かつ、市民の利便性の向上を図るためにはデジタル技術を活用したスマートな行政運営が必須であることから、今後 AI※等の各種ツールを活用した、効率的で効果的な「デジタル行政」への転換が喫緊の課題となっています。

坂東市のマイナンバーカード交付率の推移



資料：総務省「マイナンバーカード
交付状況」より作成
各年 1 1 月 1 日現在

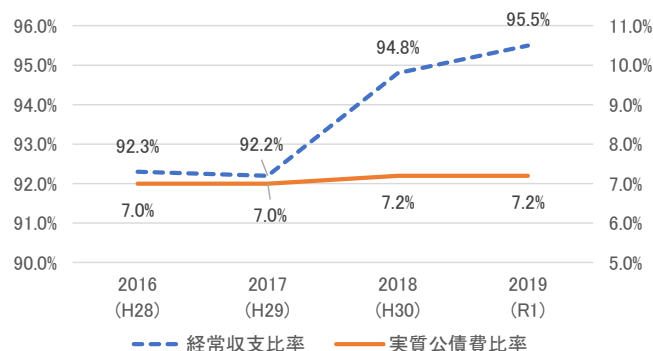
市政を次代につないでいくため、行財政改革への取組や、投資効率の悪い事業は廃止も含めた抜本の見直しを行うなど、市民のニーズに即した費用対効果の高い財政投資が求められるとともに、世代間負担の公平性を確保しつつ、透明性の高い財政運営が求められています。

公共施設等については、人口減少を見据えた再編（集約化・複合化）や縮減を行うなど、施設保有量の適正化を進めるとともに、効率的、効果的な維持管理を図る必要があります。

未利用となっている市有地については、その維持管理に要する経費が財政上の負担となっていることから、利活用についての検討を進め、売却等を含めた公有資産の最適化を図る必要があります。

2022（令和4）年度から 2024（令和6）年度までの3年間の中期財政収支見通しでは、一般会計で歳入は約 210 億円、歳出は約 220 億円で推移する見込みとなっています。なお、最近の財政の状況をみると、特に扶助費※の伸びが大きくなっています。また、実質公債費比率※はほぼ横ばいですが、経常収支比率※は上昇傾向です。

坂東市の経常収支比率※と実質公債費比率※の推移



資料：総務省「市町村決算状況調」より作成

重点施策の展開方向

2-4-1 行政運営の効率化と市民サービスの向上

重点事業

■行政運営体制の効率化

行政のスリム化を推進するとともに、デジタル技術の導入に伴う市民利便性や業務の効率化を追求し、デジタル行政への転換を進めます。

- デジタル化による市民サービスの向上及び事務効率化に向けた検討、計画の作成
- 定員適正化計画の推進
- 人事評価制度の効果的な運用

■窓口機能の充実

利便性の高い行政サービスの提供を図るため、ICT※活用による作業の分散に伴う効率化を推進するとともに、さしま窓口センターの機能充実について検討します。

- マイナンバーカード普及に伴う利用の促進
- さしま窓口センターの充実方策の検討

2-4-2 次世代に負担を残さない財政投資

重点事業

■財政運営の健全化・透明化・強化

財源の重点的・効果的な配分に努め、将来への負担を残さないよう財政運営の健全化を図ります。また、PDCAサイクルの運用を強化し、フィードバックされた結果と予算を的確にリンクさせることで財政運営の透明化に努めます。

- PDCAサイクルの効果的な運用
- 中期財政見直しの策定及び公表
- 自主財源の確保に向けた取組の強化
- 公平な税負担の推進

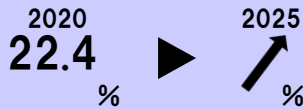
■市有財産の有効活用と保有量の最適化

公共施設等総合管理計画に基づき、市有財産の適切な維持管理と保有量の最適化に努めるとともに、未利用資産については売却等を含めた検討を十分に行い、管理コストの削減と財源の確保を図ります。

- 指定管理者制度等の運用
- 未利用資産の取扱い検討及び処分

重点施策の目指すべき指標

マイナンバーカードの普及率



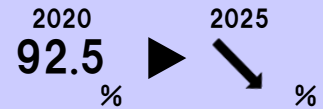
マイナンバーカードの利便性を周知することで、普及率の向上を図ります。

市税の収納率



関係機関と連携して収納率の向上を図ります。

将来負担比率



財政の硬直化を防ぐため、将来負担比率を一定水準内に収めます。

関連計画

●坂東市第3次行政改革大綱

●坂東市公共施設等総合管理計画 など

DX とは

国が進める デジタル推進です！

自治体DXとは

意義

国が示す目指すべきビジョン

- 「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」
～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～



自治体における役割

自治体DX推進 計画とは

自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国による支援策等を取りまとめた計画が策定されました。

重点取組事項

1. 自治体の情報システムの標準化・共通化
2. マイナンバーカードの普及促進
3. 行政手続のオンライン化
4. AI・RPAの利用促進
5. テレワークの推進
6. セキュリティ対策の徹底

※DX(デジタル・トランスフォーメーション)・・・ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

3 「都市づくり」戦略プラン

(1) 「都市づくり」の基本方針

「都市」は、ひとが活躍し、暮らしを営む舞台です。近年多発する地震や集中豪雨などの大規模自然災害や、新たな感染症の流行、多様化・複雑化する事件・事故の発生などに対し、暮らしの舞台として、市民が安心して快適に暮らしていける安全・安心な「都市づくり」が求められています。

また、人口減少社会において地域間競争に打ち勝ち、将来も持続可能なまちとなるためには、都市の魅力を高め、「選ばれるまち」にならなければなりません。本市の豊かな自然環境や、都心から50km圏という地理的優位性をいかし、定住や移住の促進を図り、市を支える人口を確保するための早急な対策が必要です。

第2期戦略プランの策定にあたっては、第1期戦略プランで位置付けられた政策の一貫性を踏襲しつつ、今後新たにに取り組むべき重点施策を多く設定したことや、「教育に関する大綱」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「国土強靱化計画」を包含したことで、よりバージョンアップした取組を可能としました。

そこで、「都市づくり」では、5つの基本方針を設定し、市民の生命や財産を守る安全・安心な環境づくりと、豊かな自然の恵みを享受しながら快適な暮らしを営むための生活基盤づくりに取り組めます。

～「都市づくり」の基本方針～

- 方針1 市民の生命や財産を守る環境づくり
- 方針2 圏央道等の交通環境をいかす地域づくり
- 方針3 快適・安全に暮らせる生活基盤づくり
- 方針4 豊かな自然環境と共生するまちづくり
- 方針5 市民とともに進める都市マーケティング

関連するSDGs



都市戦略プランでは、「6 安全な水とトイレを世界中に」「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」などの10項目を位置付けました。

方針1 市民の生命や財産を守る環境づくり（防災、消防、防犯、交通安全）

近年多発する様々な災害に備えて、誰もが安全・安心に暮らすことができるよう、災害に強いまちづくりを推進するとともに、市民の防災意識の高揚と地域防災力の強化を図ります。

また、警察や地域等と連携し、多様化・複雑化する犯罪の防止に努めるとともに、高齢社会の進行に伴って増加傾向にある、高齢者を狙った犯罪や高齢者の交通事故等への対策を進めます。

方針2 圏央道等の交通環境をいかす地域づくり（広域交通網、土地利用、公共交通）

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や国道354号など、地域の発展を支える広域交通網の整備効果を最大限発揮するための交通ネットワークの整備・充実を図るとともに、都市と自然が調和した総合的かつ計画的な土地利用を推進し、魅力ある地域づくりに取り組みます。

また、市民の移動ニーズに応じた効果的・効率的な公共交通網の確保・維持に取り組むとともに、東京都心部とのアクセスを改善するため、関係自治体等と連携・協力し、主要地方道つくば・野田線の4車線化や、（仮称）茨城県西縦断道路※の建設促進及び東京直結鉄道※（地下鉄8号線）の誘致促進に取り組みます。

方針3 快適・安全に暮らせる生活基盤づくり（幹線市道、生活道路、橋りょう、上下水道、公園、緑地、景観、河川、斎場、住宅）

誰もが本市の豊かな自然の恵みを感じながら快適に暮らせる優良な住環境の整備や、道路・上下水道等の生活基盤、公園・緑地・景観等の環境の充実に取り組めます。

また、強靱な生活基盤づくりを進めるため、財政見通しとライフサイクルコスト（LCC）※に配慮した公共施設・インフラ資産の適正管理を推進するとともに、コンパクト・プラス・ネットワーク※による機能的なまちづくりに取り組みます。

方針4 豊かな自然環境と共生するまちづくり（自然環境、ごみ処理）

本市の魅力である豊かな自然環境を次世代に残し伝えていくため、一人ひとりが環境と向き合い、自然環境の積極的な保全や活用に努めるとともに、ごみの減量化・再資源化や生活排水対策など、循環型社会[※]の推進を図ります。

また、市民、事業者、行政が協働して、不法投棄や公害を未然に防止する環境づくりをより一層推進するとともに、地球温暖化対策や新エネルギーの有効利用など、中・長期的な視点による地球環境問題にも積極的に取り組み、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

方針5 市民とともに進める都市マーケティング（シティプロモーション[※]、情報化の推進）

施設や風景、文化など、本市が有する様々な地域資源[※]（＝「都市のモノ・コト」）の魅力について、市民共感のもと、豊かな自然景観や長い歴史・文化等を通して学び、地域に誇りを持って、再認識するとともに、最先端の情報通信技術（ICT[※]）やIoT[※]・ロボット技術等について、まちづくりの様々な分野への活用を推進するなど、時代に即した新たな魅力を創造、再構築していきます。

また、「都市のモノ・コト」と人のつながりを強化し、本市に潜在する新たな魅力を創出するとともに、市民と行政がともに魅力を共有し、発信していくことで、より多くの人に共感され「選ばれるまち」となるよう、求められるものを効果的に提供できる「都市マーケティング」の強化に取り組んでいきます。

(2) 重点施策と重点事業

方針1 市民の生命や財産を守る環境づくり (防災、消防、防犯、交通安全)



■ 現況と課題

2011(平成23)年3月に起きた東日本大震災以降も、2019(令和元)年9月の台風19号や、2020(令和2)年7月の令和2年豪雨などの大規模災害が発生しています。

本市では、これまで地域防災計画に基づく防災体制の充実や自主防災組織の育成、防災資機材の整備等に取り組んできました。

2019(平成31)年3月には、「坂東市総合防災マップ」を作成し、風水害、地震、火災に関しての情報提供を図りました。本マップでは、災害発生時におけるタイムラインの考え方を示したりするなど、新たな考え方を提示しています。

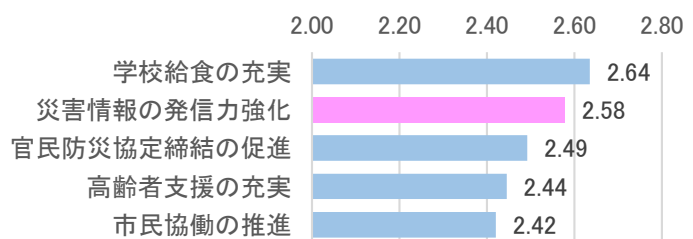
また、防災ラジオや市情報メール斉配信サービスなどの活用により、市民への情報提供を効果的に行っています。

2021(令和3)年度に実施した市民意向調査によれば、「災害情報の発信力強化」は市民の満足度が2番目に高くなっています。この結果を踏まえ、引き続き効果的な情報発信に努めるほか、災害時においてより多くの人に正しい情報を素早く伝えられるよう、防災ラジオの普及促進やSNS※等を活用した情報提供など新たな手段の確保に努める必要があります。そのため、市災害情報のメール発信や防災ラジオの普及促進など、災害時に市民に正確な情報を伝達する手段の確保が必要です。

坂東市総合防災マップ



市民の満足度(高い順から上位5項目)



資料：坂東市総合計画策定にかかるアンケート
(市民意識調査)

災害発生時には迅速かつ適切に対応できるよう、飲料水、各種資機材等、災害時に必要となる資材及び備蓄品の確保に取り組むとともに、他自治体、企業との防災協定の締結を行い、復旧対策の体制整備に努めています。なお、防災協定に関しては、災害時に実効性あるものにしていくため、日頃から官民が連携して防災力の強化に取り組んでいくことが必要となっています。

また、外国人の方や、障がい者に対しても災害時にスムーズな支援ができるよう、更なる防災力の向上に取り組むことが必要です。

重点施策の展開方向

3-1-1 災害に強いまちづくりの推進

重点事業

■防災情報基盤の充実・強化

日常から防災に関する意識を保ち、多彩な手段により早く正確な市民への情報提供に努めます。また、誰も取り残さない防災体制に向けた課題を検討し、防災の充実・強化に努めます。

- 防災意識啓発事業
- 防災協定締結の促進
- 防災情報ツールの普及促進
- ダイバーシティ社会※での防災体制に関する検討促進
- 障がい者等に関する避難計画の策定

■災害に強い基盤の確保

災害時におけるライフラインの状況や罹災状況の早期把握のための情報管理体制を構築するとともに、迅速な復旧が可能となるよう、復旧体制の整備に努めます。また、災害備蓄品の有効利用に努めます。

- ライフライン確保体制の充実
- 災害備蓄品の適正管理と有効利用

3-1-2 安全・安心のまちづくりの推進

重点事業

■市民生活の安心の確保

消防団を始めとした地域防災活動を支援し、地域防災力の維持・向上に努めます。防犯・交通の観点から、市民が安心して生活できるよう、抑止力の充実に努めます。

- 防犯灯・防犯カメラの設置・維持管理
- 地域防災力の維持及び支援

重点施策の目指すべき指標

防災協定締結数

2021 71 件 ▶ 2025 75 件

災害時に多角的な支援を行えるよう、防災協定を積極的に締結します。

消防団員の定員数

2021 333 人 ▶ 2025 339 人

地域の防災力を高めるため、消防団員の定員数を拡充します。

災害情報の発信に関する満足度（4点満点）

2021 2.58 点 ▶ 2025 3点以上

災害時において、より適切な情報提供を行います。

関連計画

- 坂東市地域防災計画 など

方針2 圏央道等の交通環境をいかす地域づくり (広域交通網、土地利用、公共交通)



■ 現況と課題

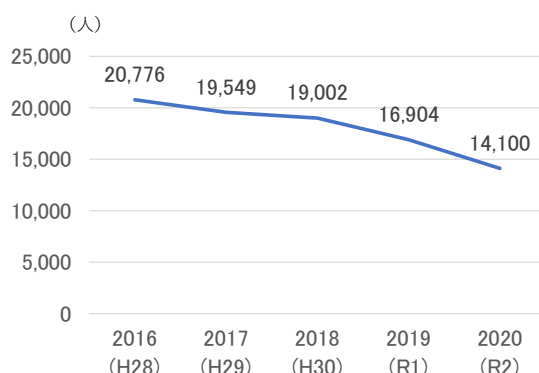
本市では 2017（平成29）年に坂東インターチェンジが供用開始となり、東京周辺の横浜、つくば、成田などの拠点都市を結ぶ首都圏中央連絡自動車道（圏央道）に接続したことから、自動車交通の利便性が飛躍的に向上しました。

一方で、市内には鉄道がなく、東京駅行高速バスが 2016（平成28）年 12 月末をもって廃止となっています。

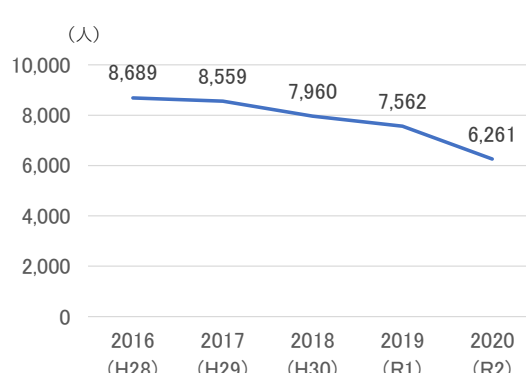
また、現在、最寄り駅や周辺市町へ向かう路線バスが運行されていますが、利用者の減少に伴い、路線の廃止、減便が進んでいます。

本市では、市民が安心して利用できる、地域に根差した公共交通を目指し、市内を巡回するコミュニティバス「坂東号」を運行するとともに、2012（平成24）年からは市内全域をドア・ツー・ドア方式*で運行する、デマンドタクシー「らくらく」を運行しています。

コミュニティバス「坂東号」の利用状況



デマンドタクシー「らくらく」の利用状況



資料：坂東市「統計ばんどう」

公共交通に関しては、市民生活の実態を踏まえ、都心までの通勤・通学や近隣市町への通院等を始めとした、市外に向けた公共交通ネットワークの確保・充実を図るとともに、公共交通を上手に活用する意識や公共交通を乗って守る意識など、公共交通に対する市民意識の醸成を図ることが必要です。

自家用車を始めとする本市の車両登録数（軽自動車、二輪車を除く。）は、2021（令和3）年 4 月 1 日現在で 34,928 台となっており、やや減少傾向にあります。

なお、高齢者の運転操作ミスによる自動車事故を未然に防ぐため、運転に不安のある高齢者等の運転免許証の自主返納と地域公共交通の利用を促進します。

重点施策の展開方向

3-2-1 地域公共交通の確保・維持・改善

重点事業

■公共交通ネットワークの構築

公共交通が利用しやすく、かつ効率的なものとなるよう、市民ニーズや移動特性を把握し、地域の特性に適した公共交通ネットワークを構築します。

○コミュニティバスの再編及び交通結節点の再配置

■公共交通の確保・維持

市外の鉄道駅や医療機関等へのアクセスを確保するため、バス事業者と連携しながら、民間路線バスを維持していくとともに、交通空白地域や交通弱者に対する移動手段を確保するため、市でコミュニティバスやデマンドタクシーを運行します。

○コミュニティバス「坂東号」の運行
○デマンドタクシー「らくらく」の運行
○周辺鉄道駅・医療機関等へのアクセス

■公共交通の利便性向上と利用促進

利用者の視点から公共交通の問題点等を把握・整理し、改善に努めます。

○公共交通利用料金助成事業
○バス待ち環境の改善及びわかりやすい情報提供
○デジタル技術の導入検討

重点施策の目指すべき指標

公共交通の満足度（4点満点）

2021 2025
1.83 点 ▶ 2.5点以上

公共交通の充実を図ることで、公共交通の満足度を向上します。

コミュニティバス利用者数

2019 2025
16,904 人 ▶ 19,652 人

コミュニティバスの周知を図ることで、利用者の増を目指します。

デマンドタクシー利用者数

2019 2025
7,562 人 ▶ 9,581 人

デマンドタクシーの周知を図ることで、利用者の増を目指します。

関連計画

●坂東市都市計画マスタープラン

●坂東市公共交通網形成計画

など



コミュニティバス「坂東号」



デマンドタクシー「らくらく」

方針3 快適・安全に暮らせる生活基盤づくり (幹線市道、生活道路、橋りょう、上下水道、 公園、緑地、景観、河川、斎場、住宅)



■ 現況と課題

本市の地籍調査事業は、猿島地域の要調査地区は完了していますが、岩井地域は現在も調査を継続しており、要調査面積 67.19 ㎥に対して 2020（令和2）年度末の登記完了面積が 12.89 ㎥、進捗率 19.2%となっています。今後は、土地の保全や取引の円滑化のため、早期完了を図る必要があります。

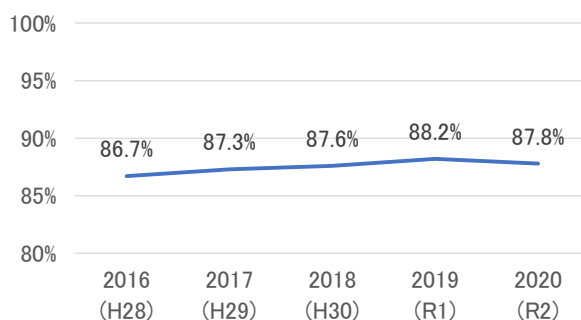
本市の幹線市道については、2020（令和2）年度末において、1級路線は 59.4 kmのうち 50.7 km、2級路線は 45.1 kmのうち 31.1 kmの整備が完了しています。今後は、関連する幹線道路・都市計画道路と一体的・有機的な整備を図る必要があります。

ライフラインとなる上水道については、2020（令和2）年度の給水人口 45,173 人、年間給水量 5,144 千m³で、普及率は 87.8%となっています。

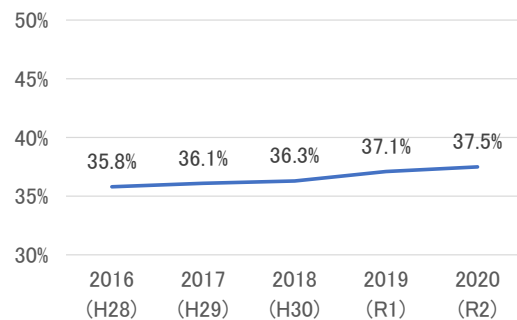
なお、上水道については、既設の基幹施設や配水管の老朽化により更新や再整備が必要な時期にきています。そのため、今後の水道事業の運営にあたっては、民間の事業経営ノウハウの活用や、将来を見据えた事業計画により、経営の効率化や経営基盤の強化を図ることが必要となっています。

下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善の役割を担うとともに、市街地における雨水対策として浸水被害を軽減する役割を担っています。公共下水道の2020(令和2)年度の普及率は 37.5%、農業集落排水事業*の普及率は同年で 11.1%となっています。今後は、老朽化に伴い下水道施設の改築更新投資等に膨大な費用が必要とされています。その反面、人口減少による使用料収入の減少等が見込まれることから、下水道事業における経営基盤の一層の強化が必要となっています。

上水道普及率の推移(坂東市)



公共下水道普及率の推移(坂東市)



資料：坂東市「統計ばんどう」

重点施策の展開方向

3-3-1 土地情報の整備推進

重点事業

■地籍調査事業の早期完了

計画的な土地利用を図るため、一筆ごとの土地情報を正確なものにする地籍調査事業を推進し、早期完了を目指します。

○地籍調査事業

3-3-2 生活関連道路の改良

重点事業

■幹線市道の整備

国、県道の整備に合わせた機能分担、地域連携に配慮しながら、計画的な幹線市道の整備を図ります。

○1 級路線道路新設改良
○2 級路線道路新設改良

■生活道路の改良促進

関係機関との緊密な協議・調整を行い、地域住民と合意形成を図りながら、生活道路の改良を進め、市民生活の利便性の向上を図ります。

○その他路線道路新設改良

3-3-3 上下水道事業経営基盤の強化

重点事業

■水道事業の中・長期的な計画に基づく経営戦略

持続可能で強靱な水道事業経営を行うため、財政収支予測や経営戦略・水道ビジョン等の内容を踏まえ、中・長期的な視野に立った経営を進めるとともに、既存施設や管路の計画的な更新・長寿命化を進めます。

○経営基盤強化方策検討及び水道ビジョン・経営戦略の策定
○計画的な施設整備の推進

■下水道事業（農業集落排水事業*）の地方公営企業会計*とストックマネジメント計画*に基づく管理の実施
農業集落排水事業の地方公営企業会計への移行に向け十分な検討を行うとともに、ストックマネジメント計画に基づく既存施設や管路の計画的な更新・長寿命化を進めます。

○ストックマネジメント計画の推進
○施設の老朽化対策及び耐震化・耐水化の推進
○農業集落排水事業の地方公営企業会計への移行

重点施策の目指すべき指標

生活関連道路の満足度（4点満点）

2021 1.97 点
2025 3点以上

道路の拡幅や歩道整備などにより、生活道路の質の向上を図ります。

上下水道事業の満足度（4点満点）

2021 2.17 点
2025 3点以上

計画的に施設の更新等を進めることで、安定した運営を行います。

道路改良率

2020 23.7 %
2025 25.3 %

地元住民との合意形成を図りながら、生活道路の改良に努めます。

関連計画

●坂東市都市計画マスタープラン

●坂東市公共施設等総合管理計画

など

方針 4 豊かな自然環境と共生するまちづくり (自然環境、ごみ処理)



■ 現況と課題

本市の南東部には、首都圏では貴重な野鳥や植物、多様な生態系を育む菅生沼があり、首都圏近郊緑地保全区域※に指定されています。菅生沼に隣接する「ミュージアムパーク茨城県自然博物館」は、首都圏から多くの来館者が訪れ、賑わいをみせています。

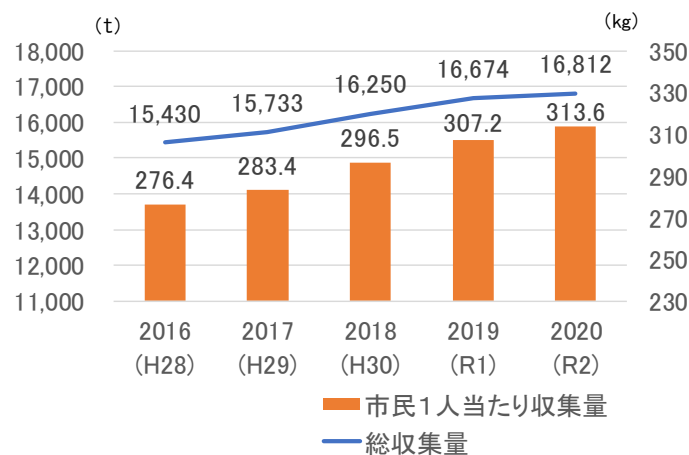
本市のごみ処理については、近隣市町と共同運営するさしま環境管理事務組合により、事業を行っています。また、し尿処理については、市の公共下水道、農業集落排水事業※を中心とし、区域以外の処理においては、岩井地区では常総衛生組合、猿島地区ではさしま環境管理事務組合において処理事業を行っています。

市内の各家庭から排出されるごみ収集量は、2020（令和2）年度で 16,812 トン、市民 1 人当たり収集量は、年間では 313.6 キロとなっており、いずれも増加傾向となっています。

また、本市が首都圏近郊に位置し、東京都、千葉県、埼玉県に近接していることや、平地林や田畑が数多く点在している状況から、廃棄物の不法投棄が後を絶たない状況となっており、警察との連携による対応を進めるほか、市と市民が協働し不法投棄防止により力を入れていくことが求められています。

近年、ヤードと呼ばれる自動車解体施設が急増したことで、平地林や田畑が減少するだけでなく、住環境や今後のまちづくりに影響を与えかねない状況となっています。

ごみ総収集量と、市民1人当たり収集量の推移(坂東市)



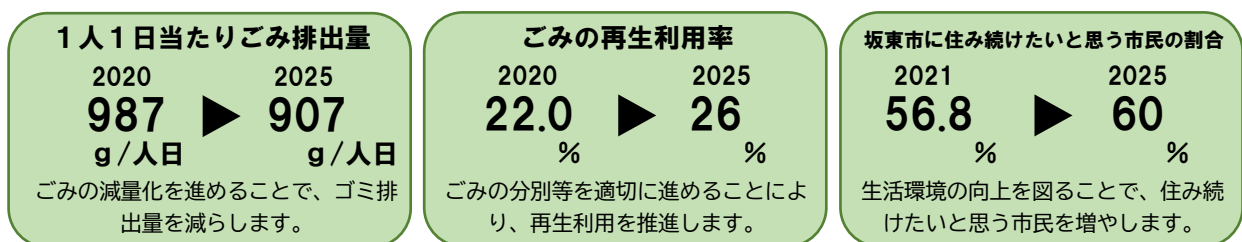
資料：坂東市「統計ばんどう」

2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標として、持続可能な開発目標（SDGs※：Sustainable Development Goals）が定められ、17 のゴール・169 のターゲットが位置付けされました。また、2020（令和2）年7月28日には、「廃棄物と環境を考える協議会」にて、二酸化炭素の排出抑制に向けたゼロカーボンシティ※宣言を行いました。

重点施策の展開方向

3-4-1 クリーン社会への取組の推進	重点事業
■循環型社会※への取組 一般家庭から排出されるごみの適正な分別を周知・実施することで、資源物リサイクルの推進に努めるとともに、地球温暖化の観点から廃棄物の減量を推進します。	○家庭ごみの減量化 ○資源ごみの有効活用を検討及び自主財源化の推進
■ゼロカーボンシティ※に向けた取組 ゼロカーボンシティ宣言に対する活動に対して、2050年までの二酸化炭素排出ゼロへの活動を推進します。	○市又は広域圏での推進計画の検討
■環境保全に関する教育の推進 クリーン社会について、幼少期から身近な自然環境の保全などについて自ら考え、学ぶことで、SDGs※に対する理解や、環境保全に関する理解を深める教育を推進します。	○小中学生や市民への環境保全の啓発 ○クリーン坂東の実施
3-4-2 豊かな地域資源※の保全	重点事業
■豊かな自然環境を守る取組の推進 環境基本計画に基づき、平地林や水辺空間など、本市の貴重な自然環境の保全に努め、景観を保護します。	○農地や山林、水辺等の計画的な保全の検討
■未来へ残す良好な自然の保全 市民の健康を守るため、関係機関と連携しながら適正な廃棄物処理を行うことで、公害防止対策を推進します。環境に関する関連法令の遵守と、工場や事業所等に対して、必要に応じて情報提供や指導を行います。	○特定施設設置事業者への適正な指導
3-4-3 不法投棄対策の推進	重点事業
■共同で取り組む不法投棄対策の推進 犯罪行為である不法投棄を本市、茨城県、警察、市民など協働で防止対策を図ります。	○土砂や産業廃棄物の不法投棄監視の強化

重点施策の目指すべき指標



関連計画

- 坂東市環境基本計画 など

方針5 市民とともに進める都市マーケティング (シティプロモーション※、情報化の推進)



■ 現況と課題

市外からの来訪者を増やしたり、移住・定住などを進めたりしていくためには、まちの情報や魅力を市外の方に知っていただくことが重要であるため、近年、「シティプロモーション」の考え方が浸透してきています。

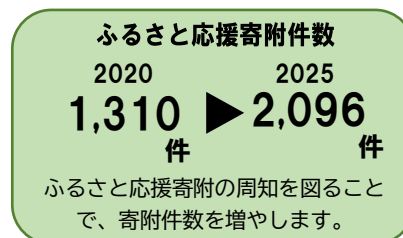
本市では、2015（平成27）年度に「坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その中で本市への移住と定住の促進を図るため、「シティプロモーションによる移住に向けた魅力の発信」が位置付けられています。

また、本市の魅力を発信するため、市のホームページ等を活用して、動画等による情報発信をしています。今後は、本市の魅力や情報を市内外へ効果的に発信することで、知名度の向上や交流人口の増加などまちの賑わいを充実させることが求められています。

■ 重点施策の展開方向

3-5-1 魅力発信戦略の推進	重点事業
■本市の魅力を広く発信し、選ばれるまちへ 本市に潜在する新たな魅力を探るとともに、発見した魅力について関係機関との協働により戦略的に発信することで、まちのブランド化と関係人口の創出・拡大に取り組みます。	○各種メディアへの発信の推進 ○新たな魅力発信の検討
■移住・定住の促進 既存資源等を活用した良好な住環境の整備や生活支援制度の充実等に取り組み、本市への移住・定住を促進します。	○移住・定住の促進に向けた生活支援制度の充実

■ 重点施策の目指すべき指標



■ 関連計画

- 坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略 など